



いちかわし

農業委員会だより



編集／発行 市川市農業委員会 市川市八幡1丁目1番1号
電話 047(704)4136

花摘み園活動

平成24年6月8日、市川市農業士等協会による開園作業が行われました。
柏井町2丁目にある花摘み園では、柏井小学校の児童と一緒に、百日草やコスモスなどの花の種まきを行いました。



暑中お見舞い申し上げます

中山	石井	細川	三橋	大滝	原木	三橋	岩井	武藤	岡本	鳥海	富田	宇田川	梶尾	石井	佐藤	栗山	石井	渡邊	竹内
幸紀	敬人	佐一	二三男	與鷹	一正	弘	清郎	晃	好夫	一郎	尚武	純一	彌一	利和	義一	久司	克己	和昭	一雄

市川市農業委員会

農地法第3条について

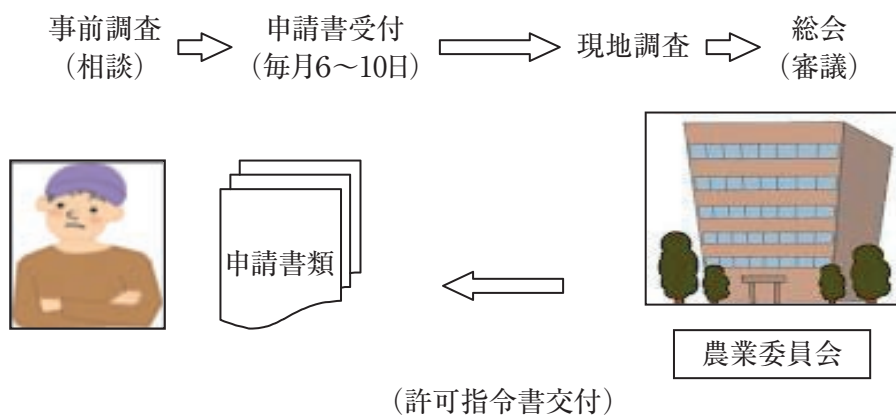
(1) 農地法第3条の概要

農地を農地として

- ① 所有権の移転
- ② 地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利の設定若しくは移転
- ③ 賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転

上記の行為を行うためには、農地法第3条により、農業委員会の許可を受けることとされています。

このことは、不耕作目的、投機目的での農地の取得を排除し、権利移動の機会を捉え、農地を効率的に利用するための、権利の取得を促進するための制度です。



※農業委員会では、農地法第3条許可の事務処理について申請書受付から許可までの標準処理期間を定め、迅速な事務処理による行政サービスの向上に努めています。

農地法第3条許可の標準処理期間は20日です。

平成24年4月1日の農地法の一部改正により、従来、都道府県知事が許可していた案件についても**農業委員会へ一元化**されました。

(2) 許可基準

農業委員会では、「農地法第3条」に基づく許可の申請があった場合、農地を効率的に利用するかどうかについて農業経営の状況、経営面積等農地法第3条の審査基準に基づき審査を行います。農業委員会総会で許可・不許可の決定をしています。

お問い合わせ先

市川市農業委員会

電話 (704) 4136



農地造成について

農地造成(農地の埋立)とは

農地を、より生産性の高い農地として効率的な耕作を行うために実施されるべきもので「**農地の一時転用**」に該当する行為となり、農地法の許可(届出)が必要となります。

これは、言い換えると、当該農地に隣接する優良農地(環境)を含めて一体として「優良な農地を農地として保全する」ための規則と言えます。

従って、**無許可(無届出)で当該行為を行った場合、「農地法違反」として処罰の対象となり、また造成工事の中止等の措置を講ずる場合があります。**

申請の窓口は農業委員会となりますが、許可権限の区分は農地造成を行う面積により異なります。(300平方メートル未満については農業委員会への届出、若しくは農地造成の内容により千葉県知事の許可、300平方メートル以

上は千葉県知事の許可となります。)

なお、**農地造成を行うには、造成する面積に**

より市又は千葉県の残土条例が適用されますので、この条例による許可も必要

となりますのでご注意ください。残土条例の許可区分は次のとおりです。

面積	協議先
300平方メートル以上 3,000平方メートル未満	市川市環境清掃部廃棄物対策課 電話 047-320-3972
3,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満	千葉県葛南地域振興事務所地域環境保全課 電話 047-424-8093
10,000平方メートル以上	千葉県環境生活部廃棄物指導課残土対策室 電話 043-223-2641

土地所有者等の責務

農地を農地として効率的に活用するため、造成行為の内容を的確に把握することが必要です。

農地造成が行われている間、土地所有者等は、当該行為が事業計画どおりに実施されているかを定期的に把握するとともに、計画どおりに実施していないとき又はその恐れがある時は、直ちに事業者に対して当該行為の中止、又は、原状回復を求めるとともに、その旨を農業委員会に通報する責務を負います。

悪質な業者からの甘い話として、「**無償で埋めてあげる」「安価で請け負うから」「少しの量だから大丈夫」「良い土があったから」**等、安易に承諾したために、超過盛土や産業廃棄物が埋め立てられる事例が発生しています。

このような状況になった場合、「**農地所有者**」として、原状回復等の責務を負うこともありま

すので十分ご注意ください。
農地法は、優良な生産性の高い農地を保全するための法律です。趣旨を十分ご理解していただき、優良農地の保全(確保)にご協力をお願いします。

農地造成を行う場合は、必ず農業委員会まで、「ご相談下さい。」

新任農業委員紹介

【新任委員】

推薦委員が代わりましたのでご紹介します。
任期は、平成26年7月19日までです。



細川 佐一

農協推薦



中山 幸紀

議会推薦

【退任委員】

農協推薦

森 勝之 委員

議会推薦

加藤 武央 委員

お知らせ

所有地及び耕作地に関する

申告にご協力ください

毎年8月1日現在の農地の所有者と耕作の状況等を把握するために、農家の皆様には申告書の提出をいただいておりますが、今年も7月末に申告用紙を配付しましたので、指定された日までに農家組合長（農業連絡員）へ提出してください。

農家組合に加入していない方は、8月10日までに農業委員会事務局へ提出してください。

この申告は、農政上の大切な基礎資料となることや、農地の権利移動や相続税納税猶予に必要な諸証明の発行の根拠となるものです。

また、農業委員選挙の選挙人名簿への登録要件の判定根拠になりますので、もれなく申告していただきますようお願いいたします。

雑草の除去にご協力ください

農地の雑草は、近隣の農地に影響を与えるだ

けでなく、不法投棄や残土の投げ込み、枯草からの火災、病虫害の発生など、近隣の方からの苦情が絶えることがあります。
適切な管理をお願いします。

市川市農地の賃借料情報

平成23年1月から12月までに締結（公告）された農地の賃借借における賃借料水準（10アール当たり年額）は、以下のとおりです。

農地の区分	平均額	最高額	最低額
田の部(一律)	16,000円	19,000円	10,000円
畑の部(一律)	24,200円	33,200円	14,200円
樹園地の部(一律)	51,400円	70,000円	25,900円